

中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けた対応を求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）における人権侵害について、米国国務省は、2020年版の年次国別人権報告書において、2017年以降、中国政府により行われた、100万人を越えるウイグル族等への人権侵害行為に対し、集団殺害（ジェノサイド）との認識を示した。

こうした中、我が国は、先進7か国で唯一、対中制裁を行っておらず、「人権状況について、懸念をもって注視している」との発言に留まっている。

人類の普遍的価値である人権の侵害は、どのような国・地域であっても許されるものではなく、あらゆる差別のない多様性に満ちた社会の実現を目指す本県においても看過できない問題である。

よって、国においては、中国によるウイグル人弾圧をはじめとする人権侵害問題の解決に向けて、米国をはじめとする関係各国や国連と緊密に連携し、中国における基本的人権の尊重及び法の支配が保障されるために必要な対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	金子恭之	様
外務大臣	林芳正	様